

証拠説明書36

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

令和5年1月19日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

外

(甲B号証)

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
99	浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(3号炉増設):本文及び添付書類の一部補正 添付書類六(抜粋)	被告	1980.12	写し	6-366, 137			被告が, 白羽断層が活断層でないことを理由としてH断層系の活動性を否定していること。		
					6-174-1	第3.2-2表	被告は, 昭和53年から55年に被告が委託したコンサルタント会社の地質調査結果を現在の適合性審査でも踏襲し, 白羽断層や各断層の過小評価をそのまま使用していること。			
100	静岡県御前崎地域の活構造	桂島茂 外	1987	写し	324			白羽断層は, 地質調査所の調査によって活断層であることが確認されていること。		
					328	第10図				
					329	第11図, 第1表				
					326~329		本原発付近の活断層(芹沢断層, 広沢断層, 中原断層, 白羽断層)が個々に活動して地震を生じさせているか否かについては資料が得られていないが, これらはプレート境界の推定されている逆断層の上盤側に並行して発達していることを考えると, 関東大地震時の延命寺断層などのように, “おつき合い断層”として, プレート境界の断層活動に伴う巨大地震に際して副次的に活動している可能性が強いこと。			

101	浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全性に関する質問主意書	衆議院	昭和58年4月7日	写し				栗田翠衆議院議員（当時）が国に対し、被告が白羽断層が活断層でないことを理由に原子力発電所敷地内にあるH断層系の活動性を否定しているところ、専門家グループの現地調査によれば白羽断層の露頭において上載地層である御前崎礫層が変位しているため、被告の主張が誤りであると質問した事実。		
102	浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全性に関する質問に対する答弁書	衆議院	昭和58年4月22日	写し				上記質問に対し、国が、被告の当時の調査によれば上載地層（第四紀層）に変位を与えていないため、安全性評価の見直しをする必要はないとの答弁をした事実。		